

公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

2 広告の内容は、財団の「人材育成」「産業高度化」「新サービス創出」の3つのコア機能の実現に寄与すると思われる内容とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、財団が別に定めるものとする。

(広告の基準)

第4条 広告主が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主の広告は掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札資格停止を受けているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を

締結し、これを利用している個人又は法人等

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告の内容は、広報として公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、かつ、財団の事業目的にかなうものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) その他、財団が広告として掲載するのに適当でないと認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、財団が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、最長1年間とする。

- 2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日のいずれかにあたる場合の広告掲載開始日及び広告掲載終了日は、財団が別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告は、原則として財団ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の10日前までに公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添えて、財団に申し込むものとする。ただし、財団が特に認めたときは、申込期間はこの限りでない。

- 2 前項に定める申込書及び誓約書の提出は、財団が指定するメールアドレスに送付することにより行うことができる。

(広告掲載の決定)

第9条 財団は、前条の規定により申込みがあった場合、第4条及び公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要領第3条の広告基準に基づき審査し、事務局長及び各課の課長の合議により広告掲載の可否を決定する。

2 財団は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に、公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第3号)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を広告主の負担と責任により作成し、財団が指定する期日までに、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲載料)

第11条 広告掲載料は、財団が別に定める。

2 第9条で広告掲載を決定した場合は、公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載料請求書(様式第4号)により、前項の広告掲載料を請求するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、財団が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし財団が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の方法)

第13条 財団は第10条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午前8時30分から午前12時までの間に掲載するものとする。

2 財団は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日の午前8時30分から午前12時までの間に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 財団は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取消しすることができる。

- (1) 第10条の規定により指定された期日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 第12条の規定により指定された期日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき

2 財団は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、広告主に対して、理由を付して通知するものとする。

3 財団は第1項の規定により広告の掲載を取消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責を負わないものとする。また、既納の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を取消した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料から事務手数料を差し引いて返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により財団ホームページへの広告掲載を取り下げるこ

とができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により財団に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、広告掲載料の返還は行わない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を取り下げた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料から事務手数料を差し引いて返還する。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

- 第16条 広告掲載期間中に、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載をしなかった場合は、歴日数による日割り計算により掲載しなかった期間の額を算定し、円未満を切り捨てた額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月で1日未満の場合は返還しないものとする。
- 2 広告掲載期間中、次に掲げる理由により財団ホームページの運営を一時停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - 3 第二項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

- 第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ財団と協議するものとし、第4条及び第5条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
 - 3 前項の規定により提出された広告原稿の変更については、第10条の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

- 第18条 広告主は、広告のリンク先の内容を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日（岐阜県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる県の休日を除く。）前までに財団に届け出るものとする。ただし、財団が特に認めたときは、7日を短縮することができる。

(広告主の責務)

- 第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての内容について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において、解決しなければならない。
 - 4 広告主は、財団から決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(協議)

第 20 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要綱は平成 18 年 9 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は公益財団法人ソフトピアジャパンの設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和元年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

公益財団法人ソフトピアジャパン
理事長 様

申込者
住所
氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者の氏名を記入してください)

公益財団法人ソフトピアジャパンのホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

申し込みにあたっては、公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要綱の内容を遵守します。

記

1 広告内容

(1) 掲載希望期間(掲載期間は1ヶ月単位です)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) バナー広告の内容

(3) バナーの規格(縦100ピクセル 横330ピクセル)

(4) リンク先ホームページの内容

(5) URL

2 連絡先

(1) 住 所 :

(2) 担当者氏名 :

(3) 電 話 :

(4) F A X :

(5) E-mail :

(様式第2号)

誓 約 書

この度、公益財団法人ソフトピアジャパンに当社の広告が掲載されるにあたり、次のことを誓約します。

- 1 当社は、「公益財団法人ソフトピアジャパンバナー広告掲載要綱」(以下「掲載要綱」という。)第4条第1項各号に該当しません
- 2 当社の広告及びリンク先の内容は、掲載要綱第4条第2項各号及び「公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要領」第3条各号に定める基準に該当しません
- 3 当社の広告及びリンク先の内容に関する一切の責任を負います
- 4 当社の広告及びリンク先の内容に関わる財産権のすべてにつき、権利処理が完了しています
- 5 当社は、掲載要綱第14条第1項各号に定める広告掲載の取り消し事由に該当することとなった場合には、催告その他の手続きを要することなく当社の広告の掲載が取り消されることを承諾します

令和 年 月 日

(広告主)
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

公益財団法人ソフトピアジャパン理事長 様

(様式第3号)

公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書

ソ第 号
令和 年 月 日
〒503-8569 岐阜県大垣市加賀野 4-1-7
総務広報課
発行責任者：(総務広報課長)
TEL：0584-77-1144 FAX：0584-77-1105
e-mail：koho@softopia.or.jp

様

公益財団法人ソフトピアジャパン理事長

令和 年 月 日付けで申込みのありました、公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 掲載します。 ☐ 掲載しません。 【理由】
掲 載 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの ヶ月

・ 広告掲載料は、令和 年 月 日までに、指定の口座に納付してください。

(様式第 4 号)

公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載料請求書

〒503-8569 岐阜県大垣市加賀野 4-1-7
総務広報課
発行責任者：(総務広報課長)
TEL：0584-77-1144 FAX：0584-77-1105
e-mail：koho@softopia.or.jp
登録番号 T4200005004055

様

公益財団法人ソフトピアジャパン理事長

先にお申し込みいただきました公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載
につきまして、下記のとおり広告掲載料を請求いたします。

ご請求金額							
	円（消費税及び地方消費税含む）						
【内訳】							
	円（税抜） × ヶ月 × 枠						
	<table><tr><th>消費税区分</th><th>税込金額</th><th>消費税額</th></tr><tr><td>10%対象</td><td></td><td></td></tr></table>	消費税区分	税込金額	消費税額	10%対象		
消費税区分	税込金額	消費税額					
10%対象							

広告掲載料は、令和 年 月 日までに、下記の口座にお振込みください。
尚、振り込み手数料は御社にて御負担願います。

銀行名・支店名 ：十六銀行・ソフトピアジャパン出張所
口座種別 ：普通
口座番号 ：1048861
口座名義人 ：公益財団法人ソフトピアジャパン
 ザイ）ソフトピアジャパン